

財政局公舎貸与要綱

制定 令和8年3月16日

第1条 この要綱は、大阪市公舎貸与条例施行規則（昭和31年大阪市規則第41号。以下「施行規則」という。）第9条の規定に基づき、財政局公舎（以下「公舎」という。）の貸与に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 公舎に入居する者は、割愛により財政局職員となった者などで市長が必要と認めた者とする。

第3条 前条の規定により公舎に居住する者は、財政局公舎入居届及び使用誓約書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

第4条 市長は、施行規則第6条の規定により公舎の返還を命ずるときは、財政局公舎返還命令書（様式第2号）を交付する。

第5条 居住者が公舎を返還しようとするときは、市長に財政局公舎返還届（様式第3号）を提出しなければならない。

第6条 公舎の設置は次の表のとおりとする。なお、間取りについては参考表記とする。

面積	間取り	保証金	家賃 (共益費含む)
80平米程度	2LDK 又は3LDK	1,200,000円程度 (最高1,300,000円)	190,000円程度 (最高210,000円)

第7条 居住者は、大阪市公舎貸与条例（昭和24年大阪市条例第20号）及び施行規則並びに本要綱を含む関係諸規定を遵守しなければならない。

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月16日から施行する。

(様式第1号)

財政局公舎入居届及び使用誓約書

令和 年 月 日

大阪市長 様

所 属

職員番号

氏 名

私は、次のとおり財政局公舎に入居しましたので、お届けします。

今後は、大阪市公舎貸与条例、同施行規則、財政局公舎貸与要綱その他諸規定を遵守して居住することを誓約いたします。

記

- 1 公舎名称 財政局公舎
- 2 所在地
- 3 入居日 令和 年 月 日
- 4 同居者

続柄	氏名	生年月日	職業	備考

(様式第2号)

財政局公舎返還命令書

氏名

公舎の居住指定を解除したので、令和 年 月 日までに公舎を返還するよう命令する。

令和 年 月 日
大阪市長

(様式第3号)

財政局公舎返還届

令和 年 月 日

大阪市長 様

所 属
職員番号
氏 名

令和 年 月 日をもって財政局公舎を返還します。